

神川町防犯のまちづくり推進条例をここに公布する。

平成22年12月24日

神川町長

神川町条例第20号

神川町防犯のまちづくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、防犯のまちづくりの推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、防犯のまちづくりに関する基本事項を定めることにより、町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住し、又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 町内において事業を営むすべての者をいう。
- (3) 関係機関 県、警察及び防犯推進団体をいう。

(基本理念)

第3条 防犯のまちづくりは、町、町民、事業者及び関係機関が自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持ち、それぞれの防犯に関する役割の下に、相互に連携し、及び協力することにより、犯罪を起こさせにくい地域社会を実現することを基本理念として、推進するものとする。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、防犯のまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、自ら防犯に関する意識を高め、日常生活における自らの安全を確保し、地域の防犯活動を推進するとともに、町が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、防犯のための必要な措置を講じるとともに、町が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策に関する基本事項)

第7条 町は、防犯のまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっ

ては、次に掲げる事項を基本として、総合的に行うものとする。

- (1) 防犯に関する意識の啓発及び情報提供に関すること。
- (2) 町民及び事業者による自主的な防犯活動への支援に関すること。
- (3) 防犯を目的とした環境の整備に関すること。
- (4) 児童、生徒等の通学時における安全の確保に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(推進体制の整備)

第8条 町は、町民、事業者及び関係機関と連携し、防犯のまちづくりを推進するための体制の整備に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。